

事 務 連 絡

令和元年 12 月 23 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法第 51 条ただし書
許可に関する運用について

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省住宅局市街地建築課長から各都道府県建築行政主務部長あてに、建築基準法第 51 条ただし書許可手続きの円滑化を目的とした、許可基準策定等の取組事例の周知および関係部局への連携に関する通知が別添のとおりありました。

産業廃棄物行政主管部局におかれましては、この趣旨を踏まえ、建築行政主務部局及び都市計画担当部局との情報共有といった連携の実施や、廃プラスチック類の破碎施設の設置に限らず、産業廃棄物処理施設設置の相談者等に対し建築基準法に係る手続きの確認を促す等、円滑かつ適正な産業廃棄物処理施設設置に資するためのご配慮をお願い申し上げます。